第二百四十一条第一項中「が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者の場合にあっては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者の場合にあっては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）」を「に係る特例業務届出所管金融庁長官等」に改め、同項に次の九号を加える。

四　承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

五　承継した者が法人であるときは、役員の氏名又は名称

六　承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名

七　承継した者の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

八　承継した者が適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

九　承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類

十　承継した者の主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びに当該承継した者のホームページアドレス

十一　承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号

十二　承継した者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号

第二百四十一条第二項中「前項の届出書」を「第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　法第六十三条第七項第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）及び法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ロ　役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ハ　役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ニ　役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二　承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　法第六十三条第七項第二号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　承継した者及び重要な使用人の履歴書

ハ　承継した者及び重要な使用人（承継した者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ニにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ニ　承継した者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ　承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ　承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

三　イ　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(1)　投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額

(2)　当該適格機関投資家の借入金の額

ロ　次に掲げる事項を証する書面

(1)　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(2)　当該行為に係る出資対象事業持分を有することとなる者のうち、第二百三十四条の二第一項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

四　イ　当該行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる書類

(1)　投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合である場合には、次に掲げる事項を証する書面

(2)　当該適格機関投資家の借入金の額

ロ　次に掲げる事項を証する書面

(1)　当該行為に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

(2)　当該行為に係る出資対象事業持分を有する者のうち、第二百三十四条の二第二項第二号に掲げる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額

第二百四十一条の次に次の一条を加える。

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二　法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三　定款を変更した場合

四　役職員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務以外の業務に係るものにあっては、当該特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第六号及び第七号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であって、過失による場合を除く。次号において同じ。）

五　前号の事故等の詳細が判明した場合

六　訴訟若しくは調停（適格機関投資家等特例業務以外の業務に係るものにあっては、当該特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

七　外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

第二百四十二条第一項中「令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた特例業務届出者にあっては金融庁長官、それ以外の特例業務届出者にあっては当該特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）」を「特例業務届出所管金融庁長官等」に改め、同項に次の七号を加える。

三　前条第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2)　当該登録等又は届出の年月日

(3)　当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4)　当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容